

平成28年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

(香川県雇用施策実施方針)

香 川 県 ・ 香川労働局

平成 28 年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1. 若者の活躍推進	1
2. 地方創生に向けた取組の推進	5
3. 非正規雇用労働者の待遇改善	8
4. 女性の活躍推進	9
5. 高齢者の活躍推進	10
6. 障害者等の活躍促進	12
7. 人材力強化・人材確保対策の推進	15
8. 重層的なセーフティネットの構築	17
9. 外国人材の活用	19
10. 働き方改革の実現	19

前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、平成28年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】＝新規・重点施策

1. 若者の活躍促進

(1) 新卒者等の職業意識の醸成・就職支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と香川労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

[目 標]

大卒等向け就職面接会「かがわーくフェア」を3回、「高校生就職面談会」を1回開催する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の更なる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川県等と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川県等関係機関が参集する香川新卒者就職・採用応援本部を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を強化する。
- 平成28年度大学等卒業・修了予定者から、就職・採用活動開始時期が変更され、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日に開始し、採用選考活動については、卒業・修了年度の6月以降に開始することとなるため、時期変更により未就職卒業生が増加することが無いよう、香川県等と連携して未内定学生に対する就職支援を実施する。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、平成27年10月から順次施行された『青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）』の円滑な施行を図り、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。

- 香川県が開催する大学等就職担当者連絡会議に出席し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、香川県と連携して大学等への支援策を協議する。
- 香川県の就職と移住の一元化窓口である「かがわ就職・移住サポートセンター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU J I ターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU J I ターン就職を支援する。
- 香川県が実施する新規学卒者等を対象とした就職支援事業（県内企業見学会、新規学卒未就職者等就職支援事業等）について、新卒応援ハローワーク等においても積極的に周知・広報を行う。
- 若者の安易な離職は、職業経験の蓄積・職業能力の向上を阻害することから、就職後もハローワークで幅広い相談を行い、また、学卒ジョブサポーター、就職支援ナビゲーターによる就職後の職場定着支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 「かがわ就職・移住サポートセンター」を、就職支援窓口の核として設置し、香川労働局等関係機関と連携して新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催するなど、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川労働局と連携して、ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川労働局等関係機関と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川労働局が開催する香川新卒者就職・採用応援本部の構成員となり、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 平成 28 年度大学等卒業・修了予定者から、就職・採用活動開始時期が変更され、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日に開始し、採用選考活動については、卒業・修了年度の 6 月以降に開始することとなるため、時期変更により未就職卒業生が増加することが無いよう、香川労働局等と連携して未内定学生に対する就職支援を実施する。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、平成 27 年 10 月から順次施行された「若者雇用促進法」の円滑な施行を図り、香川労働局等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。

- 就職活動前の早い段階から、若者に県内就職という選択肢を意識づけるため、高校や大学等におけるキャリア教育を推進する。
- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。

(2) フリーター等の正規雇用化の促進

内容：香川県等関係機関と連携し、若年失業者やフリーター等の若者が安定した雇用に就けるよう、正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

[目 標]

フリーター等の正規雇用就職者数 2, 575人以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター等の若者に対して、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。
- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために若年者就業支援センターを民間委託により設置し、香川県、学校、県内企業等との幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進するとともに、早期離職防止対策として職場定着を支援する若年者地域連携事業に取り組む。

香川県が実施する業務

- 香川労働局及び若年者就業支援センター等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。

(3) ニート等の職業的自立への支援

内容：ニートの支援拠点である地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、香川県と協働し、ハローワークと連携しつつ、職業的自立に向けた専門的な相談、中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。
また、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を実施する。

[目 標]

サポステ利用者の就職者数 140人以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関との連携のもと、サポステ事業について積極的に周知を行うとともに、ハローワーク利用者のうちサポステの支援が必要と思われる者については、適切にサポステへ誘導するとともに、サポステ卒業者に対して就労支援を行う。
- 香川県、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

香川県が実施する業務

- かがわ若者自立支援及び生活・就労総合相談支援ネットワーク連絡会議で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 香川労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

(4) 新卒者の県内就職を支援【★】

内容：県内企業に採用される大学生等（大学院、大学、短大、専門学校、高専等）について、出身学校や就職等の意識を調査・把握することにより、新卒者への就職支援、更に、県内企業への人材確保対策等の基礎データとしこれを分析することで、具体的な支援対策を検討する。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局において、調査対象事業所を抽出するなど、香川県の調査に協力する。
- 調査結果により、新たな就職支援策を香川県と協議検討する。
- 新たな支援策については、香川県と協働若しくは連携して実施する。

香川県が実施する業務

- 調査対象事業所の選定により、調査を実施し、データ集計を行う。
- 調査結果により、新たな就職支援策を香川労働局と協議検討する。
- 新たな支援策については、香川労働局と協働若しくは連携して実施する。

2. 地方創生に向けた取組の推進

(1) 地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

内容：働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場の設置を促していくことが求められている。

このため、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議の継続的な開催に向けた取組を引き続き行う。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局が事務局となり、会議を開催する。
- 会議の構成者それぞれの取組事項等を決定した場合には、これを文書等にとりまとめ、発信するよう努める。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する会議に積極的に参画し、その取組についての周知を行う。

(2) 良質な雇用の創出・人材育成等

内容：香川労働局と香川県は、首都圏等から人材を呼び戻す取組を協力して行う。また、地方創生の取組に対しては、地方雇用対策の観点から香川県と連携して必要な支援を行う。

香川労働局が実施する業務

- 地域における課題を香川県と情報共有するとともに、就職面接会の合同開催や移住支援に対して連携・協力を行う。
- 新・せとうち田園都市創造計画の推進に当たって、香川県への必要な情報提供を始めとして、積極的な連携・協力を行う。

香川県が実施する業務

- 新・せとうち田園都市創造計画として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、香川労働局と連携・協力して行う。

(3) 地域の人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援

内容：地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握・共有して、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者へのきめ細かな就職支援を行う。また、公共職業訓練と求職者支援訓練の効果的な訓練コースの設定に取り組む。

[目 標]

求職者支援訓練 職業訓練の修了3か月後の雇用保険適用就職率について、基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

[目 標]

○公共職業訓練施設内訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、80%以上

○公共職業訓練委託訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、70%以上

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク等において把握した地域の人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 香川地域訓練協議会を主催し、香川県と連携し、地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」（分野、規模等）を策定する。
- 訓練受講者に対して訓練受講の早い段階から支援を実施するとともに、香川県等から提供される「就職状況確認票」を活用して、訓練修了者に対して担当者制等によるきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練実施機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施すること等により、早期再就職を支援する。
- 香川県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部と連携し、産官学による地域コンソーシアムを構築することにより、新たな職業訓練コースの開発・検証を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が主催する香川地域訓練協議会に参画し、公共職業訓練（委託訓練）と求職者支援訓練の設定地域、開講時期等の調整を行い、また、香川労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」（分野、規模等）を策定する。
- 香川労働局に対して訓練受講後の「就職状況確認票」を提供するとともに、公共職業安定所から提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(4) 「地方拠点強化税制」の推進

内容：我が国では、企業の本社の6割が首都圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化の加速、地方経済基盤の弱体化という悪

循環が生じている。この悪循環を断ち切るため、「地方拠点強化税制」において、雇用促進税制を拡充し、地域における良質な雇用の場の確保に対して税制上の優遇措置を講じることとなった。

香川労働局が実施する業務

○香川労働局は、香川県との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

香川県が実施する業務

○香川県は、香川労働局との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

(5) 移住・定住の促進【★】

内容：県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、雇用や住まいなど、移住の受け皿に関する総合的な環境整備や移住希望者向けの情報提供に取り組むとともに、奨学金の活用などにより、若者の地元定着・U J I ターンを図り、移住・定住を促進する。

[目 標]

○年間の移住に関する相談件数について 1,000件 を目指す。

(『平成32年度末までの5年間の目標5,000件』から、年間目標を算出)

○年間の県外からの移住者数について 900人 を目指す。

(『平成32年度末までの5年間の目標4,500人』から、年間目標を算出)

香川労働局が実施する業務

○香川県が主催する「移住・交流フェア」等の地方就職イベントに、香川労働局とハローワークが積極的に参加・協力する。

○香川県が行う「移住・定住」に関する各種施策における雇用対策関係について、積極的に協力する。

香川県が実施する業務

○市町と連携した大都市圏での移住フェア等の開催、かがわ暮らしの魅力や空き家バンクの紹介などについての情報発信・情報提供・相談対応、移住者のための各種助成事業などの実施。

○県外大学生のU J I ターン就職を支援するための就職支援セミナーや合同就職説明会を開催するほか、U J I ターンを希望する県外在住求職者に対する人材採用コーディネーター等による就職支援サイトを活用したきめ細やかなマッチング支援や転職相談フェアなどを実施。

3. 非正規雇用労働者の待遇改善

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

内容：少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、雇用情勢が着実に改善しているこの時機をとらえ、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に押し進めていくことが、これからの地域の経済成長に不可欠である。

香川労働局が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」では、今後5年間の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けた具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定したところである。本プランの目標達成及び施策の推進においては、香川県の協力が非常に重要であることから、積極的な連携を図り、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組の推進に努める。
- パートタイム労働法についても、香川県と協力し、周知の徹底を図る。

香川県が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、香川労働局と連携して、県内経済団体への要請や広報等に努める。
- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。

4. 女性の活躍推進

(1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進と仕事と家庭の両立支援

内容：女性の活躍や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体と連携して取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知徹底を図るとともに、中小企業に対する行動計画の策定支援を香川県と連携して行う。
- 育児・介護休業法に基づく両立支援制度及び妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いの未然防止に向け、周知・啓発を図るとともに、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを香川県と連携して行う。

香川県が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づく推進計画を策定する。
- 県内経済四団体に女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）の取組等を要請する場合は、香川労働局と連携して行う。
- 中小企業を対象とした改正次世代法に基づく一般事業主行動計画策定への働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、香川労働局と連携して行う。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。香川労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を実施する。

(2) 子育て女性やひとり親に対する支援の一体的実施事業の推進

内容：子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親に対して、就労準備のための支援事業を香川県と香川労働局が一体的に実施し、就職につなげていく。

なお、当該一体的実施事業については、関係機関で構成する「一体的実施事業運営協議会」にて、事業評価を踏まえた共通目標の設定、取組の改善等を協議し、効果的な事業運営を図る。

[目 標]

一体的実施事業における目標数値 <<再掲>>

利用件数	1, 100件	以上
職業相談件数	900件	以上
就職件数	110件	以上

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）において「香川求職者総合支援センター」と連携し、子育てしながら働くことを希望する女性やひとり親に対して再就職支援セミナーや職業相談、職業紹介、更に、職業訓練への誘導等を積極的に実施する。
- 香川県が実施する出張相談会において、職業相談等の支援を実施する。【★】

香川県が実施する業務

- 香川県は、「香川求職者総合支援センター」に相談員を常駐させ、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等に対して保育所情報の提供等を行うとともに、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- 働きたい女性に対する出張相談会を開催する。【★】

5. 高齢者の活躍推進

(1) 企業等における高年齢者の雇用の促進

内容：少子高齢化が急速に進展する中、高年齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組を図る。

香川労働局が実施する業務

- 高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置未実施事業主に対し、助言・指導を実施する。
- 香川県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体等を構成員に含む香川高年齢者就労促進連絡会議を開催する。
- 高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者雇用安定助成金が拡充され、生涯現役起業支援助成金が創設されるため、これらの周知を行い、利用の促進を図る。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川高年齢者就労促進連絡会議に参画する。

(2) 高齢者の再就職の促進

内容：高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の充実を図る。

[目 標]

生涯現役支援窓口の就職率について、 41.0%以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 高松、丸亀及び観音寺各ハローワークに高齢者に対する生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計に係る支援や就職が困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施し、特に65歳以上の高齢求職者に対する就職支援を強化する。
- 香川県、香川県シルバー人材センター連合会を構成員に含む香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催する。
- 県が開催する「就労啓発セミナー」に対して、参加・協力を行う。【★】

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画する。
- 香川労働局と連携して、高齢者対象の「就労啓発セミナー」を開催し、高齢者の再就職の促進を図る。【★】

6. 障害者等の活躍促進

(1) 雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の円滑な施行

内容：改正障害者雇用促進法に基づく、雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、制度の円滑な実施に取り組む。

香川労働局が実施する業務

○雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の円滑な施行のため、事業主に対する助言・指導・勧告及び当事者に対する紛争解決援助及び調停の適正な実施並びに香川県と連携して制度の周知啓発を図るとともに、雇用分野における合理的配慮の事例収集及び共有に取り組む。

香川県が実施する業務

○香川労働局と連携して、制度の周知を図るとともに、雇用分野における合理的配慮の事例収集及び共有に取り組む。

(2) 障害等の特性に応じた就労支援の推進

内容：平成 30 年 4 月 1 日からの精神障害者の法定雇用率算定基礎化等を踏まえ、障害特性を考慮したきめ細かな職業相談と精神障害者等の雇用促進を図る施策の連携した実施に取り組む。

[目 標]

精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了後、就職に向けた次の段階への移行率 68%以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

○香川県が主催する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会に出席し、香川県の委託実施する発達障害者支援センター「アルプスかがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。

○香川県が主催する香川県障害者施策推進協議会に出席し、かがわ障害者プランの施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。

○がん等の疾病による長期療養が必要な求職者について、香川県やがん診療連携拠点病院などの関係機関と連携して、就職支援を行うとともに、事業主の理解を促進する取組を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局等関係機関で構成する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会を主催し、香川労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 香川労働局等関係機関で構成する香川県障害者施策推進協議会等を主催し、香川労働局との連携のもと、「第4期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。

(3) 障害者及び企業への職場定着支援の拡充

内容：香川県内の1人不足企業のうち、300人未満の中小企業が96.6%を占めているため、中小企業に重点を置いた支援策を実施するとともに、「福祉」・「教育」・「医療」から「雇用」への移行推進のために、ハローワークを中心とした関係機関（香川障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等）との連携によるチーム支援の実施で、雇用促進と職場定着支援の強化を図る。

[目 標]

障害者の就職件数は、 717人以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 一人不足企業及び新たに障害者雇用納付金制度の対象となった企業等に対する雇用管理ノウハウに関する事例提供や雇用率達成指導を香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。
- 香川県（県教委）と共同で、特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し、実習期間中や就職後の定着支援について、ハローワークを中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- ハローワーク担当者がかがわ総合リハビリテーションセンターに出向き、出張相談を行う。より深い支援を行うため、センター関係者との連携を図り就職支援に努める。【★】

香川県が実施する業務

- 香川県は、「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、香川労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川労働局及びハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、香川労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が障害者就業・生活支援センターに委託実施する障害者短期職場実習制度、香川労働局が実施する障害者職場実習制度並びに実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。
- 香川労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- 香川労働局とかがわ総合リハビリテーションセンター内の関係機関が連携した相談体制の確立と広報を行う。【★】

（４）障害者の職業能力開発支援の充実

内容：香川労働局は香川県との連携を一層密にし、障害特性を考慮した障害者委託訓練を含め効果的な職業訓練受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や雇用率達成指導において把握した職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報の提供を行う。

[目 標]

障害者委託訓練の開始件数、 25件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所の選定等を行い、訓練効果と就労促進を図る。

香川県が実施する業務

- 香川労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

7. 人材力強化・人材確保対策の推進

(1) ジョブ・カードの普及促進

内容：関係機関と連携の上、平成 27 年 10 月から「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カード制度の周知・普及に努めるとともに、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職の促進を図る。

[目 標]

年間のジョブ・カード取得者数について、**3,300人**を目指す。

(『平成 32 年末までの 5 年間の目標 16,500 人』から、年間目標を算出)

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関が出席する香川地域ジョブ・カード運営本部において、ジョブ・カード制度の効果的な推進方法等について協議し、「香川県地域推進計画」に基づき、同制度の円滑な推進を図る。
- ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの積極的な実施に努めるとともに、ジョブ・カードの活用対象となる企業の求人開拓及び求人受理を行う。
- 訓練受講前に自己理解を促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行う「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が主催する香川地域ジョブ・カード運営本部に出席し、「香川県地域推進計画」に基づいて、ジョブ・カード制度の推進に係る事項の検討を行う。
- 香川県及び訓練実施機関において、公共職業訓練の受講者に対してジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。

(2) 労働市場全体としてのマッチング機能の強化

内容：香川労働局及びハローワークは香川県と密接に連携して、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために、それぞれの役割機能の向上を図る。

また、地域における大量雇用変動等に対しては、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県に、ハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を行う。
- マッチング機能の強化のために、香川県からの要望に応じて職業紹介に係る研修等を実施する。
- 大量雇用変動等に係る情報収集及び香川県への情報提供を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ就職・移住サポートセンター」等において、オンライン提供されたハローワーク求人・求職情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び香川労働局への情報提供を行う。

(3) 人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

内容：人材不足分野等における事業主の採用活動に対する支援を行うほか、事業主が労働者の募集と職場定着を図るよう、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の勧奨を行う。また、人手不足である福祉分野等における人材確保・定着及び育成に向けて、関係機関と連携して取り組む。

[目 標]

介護・医療・保育分野への就職件数について、 2,700件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 業界ぐるみ・地域ぐるみで集団的な雇用管理改善の実践を促進するために、香川県と連携して啓発を行う。
- 介護、医療、保育分野においては、ハローワーク高松に設置する「福祉人材コーナー」を中心に各ハローワークが、福祉人材センター、介護労働安定センター、香川県看護協会（ナースセンター）等の関係機関と連携し、雇用管理改善及び求人・求職のマッチング強化を図る。
- 雇用管理改善に資する制度を導入する事業主に対して、香川県と連携して、職場定着支援助成金・建設労働者確保育成助成金の周知・活用促進を図る。

香川県が実施する業務

- 人材不足分野等における人材確保対策として、香川労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターを開設し、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を香川労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。また、医療勤務環

境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的かつ継続的に取り組む勤務環境改善活動に対し、総合的に支援する。

- 建設分野では、建設産業団体、教育・職業訓練機関、行政の取組みを取りまとめた「建設産業における人材の確保・育成に向けた取組指針」に基づき、各機関と連携を図りながら人材の確保・育成に取り組む。

8. 重層的なセーフティネットの構築

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

内容：香川労働局と香川県との香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会及びハローワークと地方自治体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

[目 標]

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者数 640人以上、就職者数 380人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ハローワークによる香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を行う。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。
- 求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、香川県及び関係機関に対して求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に関する情報の提供を行う。また、香川県からの情報提供により対象者の特性に応じた訓練コースの設定に努める。

香川県が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会に参画し、香川労働局と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画に基づき、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

- 管内福祉事務所のほか地方自治体にハローワークによる出張相談を積極的に周知するとともに、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援を行う。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

(2) 生活困窮者に対する支援の一体的実施事業の推進

内容：「香川求職者総合支援センター」において、住居や生活に困窮する離職者等に対し、香川県が行う生活・就労相談等の支援とハローワークの就職支援を一体的に実施し、生活困窮者の自立支援をワンストップで行う。なお、当該一体的実施事業については、関係機関で構成する「一体的実施事業運営協議会」にて、事業評価を踏まえた共通目標の設定、取組の改善等を協議し、効果的な事業運営を図る。

[目 標]

一体的実施事業における目標数値 <<再掲>>

利用件数	1, 100件	以上
職業相談件数	900件	以上
就職件数	110件	以上

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、「香川求職者総合支援センター」にハローワークの就職支援担当職員を常駐させるとともに、職業紹介端末を設置し、生活困窮者等に対して職業相談、職業紹介を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、「香川求職者総合支援センター」に相談員を常駐させ、生活・就労相談を行い、必要に応じて、香川労働局が配置する就職支援担当職員の行う職業相談、職業紹介に誘導する。

9. 外国人材の活用

(1) 外国人労働者の雇用管理改善の推進等

内容：香川労働局と香川県及び関係機関が連携して、留学生に対する就職支援の取組を強化し、技能実習生を始めとした外国人の雇用管理改善の取組を推進する。

[目 標]

外国人雇用事業所への訪問指導件数について、 123件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 技能実習生等、在留資格の範囲内で就労する外国人労働者及び外国人造船就労者受入事業に基づく外国人造船就労者について、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出制度の徹底を図り外国人指針に基づき事業主に対する雇用管理の改善に係る指導を行う。
- 留学生に対する就職支援の取組強化について、地元企業への就職と広域的な就職支援という観点から、大学等とハローワーク及び香川県と連携して効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。

香川県が実施する業務

- 留学生に対する就職支援や外国人技能実習制度について、香川労働局等関係機関と連携して、周知・広報を行う。
- 留学生が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。

10. 働き方改革の実現

(1) 過労死等防止対策の推進等

内容：「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成二十七年七月二十四日閣議決定）に基づく対策を着実に推進するため、啓発事業等を実施する際には、都道府県をはじめ地方公共団体の労働主管部局に対して、積極的な協力・連携を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、啓発事業等を実施する際には香川県に協力を依頼し、協働で事業を実施する。

香川労働局が実施する業務

○香川県は、局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

内容：働き方・休み方の見直しに向けて、労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」を進めていくことが求められている。

香川労働局が実施する業務

- 香川働き方改革推進本部において、香川県及び労使団体と連携して、働き方改革を推進していくための方策等を協議する。
- 香川労働局幹部が関係団体への協力要請及び企業のトップへの働きかけを行う。
- 香川県との協働による地域における年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知・広報等の取組を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川働き方改革推進本部の一員として、働き方改革を推進していくための方策等に関する協議を行う。
- 香川労働局とともに、県内市町や企業のトップへの協力要請を行う。
- 香川労働局と連携して、働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成を図る。
- 中小企業へアドバイザーを派遣するなどワーク・ライフ・バランスの推進に努める。

(3) 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引き上げのための環境整備等

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体の取組や、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。
- 最低賃金について幅広い周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

香川県が実施する業務

- 香川県は、局の啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。